参 考 資 料

１. 施策一覧

２. 用語説明

３. 沖縄県消費生活条例

４. 消費者教育の推進に関する法律

５. 沖縄県消費生活審議会規則

６. 沖縄県消費生活審議会委員名簿

７. 沖縄県消費者行政連絡会議設置要綱

８. 消費者基本法

９. 消費者教育の体系イメージマップ

１．施策一覧

施策名	施策番号	担当課
基本目標１ 消費者の安全・安心の確保		
（１－１）生産から消費に至る一貫した食の安全性の確保		
ア 生産段階での食の安全の確保	1	営農支援課 薬務生活衛生課
イ 出荷から販売段階までの食の安全の確保	2	薬務生活衛生課 流通・加工推進課
ウ 食品の安全性に関する理解促進	3	薬務生活衛生課
（１－２）食品以外の商品・サービスの安全性の確保		
ア 消費生活関連製品の安全確保に向けた立入検査の実施	4	産業政策課 生活安全安心課
イ 事業者への個人情報の保護に関する支援の実施	5	総務私学課行政情報センター
（１－３）消費者事故等情報への適切な対応		
ア 消費者安全法に基づく情報提供等の実施	6	生活安全安心課
（１－４）事業活動におけるコンプライアンス向上に向けての自主的な取組の推進		
ア 公益通報者保護制度を活用したコンプライアンス確保の推進	7	生活安全安心課
（１－５）大規模自然災害など緊急時における対応		
ア 緊急時における消費生活の安心の確保	8	生活安全安心課
イ 緊急時における便乗行為等への対応	9	生活安全安心課
基本目標２ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保		
（２－１）表示制度の適正な運用の確保		
ア 表示の適正化推進	10	薬務生活衛生課 流通・加工推進課 健康長寿課 生活安全安心課 建築指導課
イ 商品の正確計量の監視の実施	11	計量検定所
（２－２）適正な取引の確保		
ア 取引に関する監督指導および適正化の推進	12	生活安全安心課 建築指導課
イ 介護・医療サービス情報の公表	13	高齢者介護課 医療政策課
ウ 生活関連商品の価格動向の情報収集・提供	14	生活安全安心課
（２－３）悪質事業者に対する指導及び取締りの強化		
ア 悪質商法の取締り強化	15	警察本部生活保安課
基本目標３ 消費者被害の防止と救済		
（３－１）被害救済及び苦情処理・紛争解決の促進		
ア 消費者相談情報活用の推進	16	生活安全安心課
イ 消費生活相談体制の充実	17	生活安全安心課 総務私学課行政情報センター 住宅課
ウ 紛争解決手段と司法支援体制の周知強化	18	生活安全安心課
エ 多重債務対策及びヤミ金融被害防止対策の推進	19	生活安全安心課
オ 薬物乱用防止対策の推進	20	生活安全安心課 薬務生活衛生課 保健体育課 警察本部少年課 警察本部組織犯罪対策課

（３－２）インターネット利用に関する消費者被害の防止		
ア サイバー空間における安全の確保に向けた対策の実施	21	警察本部サイバー犯罪対策課
イ 安全な利用環境整備のためのフィルタリングの普及促進	22	こども若者政策課
ウ インターネット利用の危険性の認識向上のための広報啓発	23	こども若者政策課
エ 警察と連携した情報発信	24	生活安全安心課 警察本部生活安全企画課
（３－３）消費生活に配慮を要する消費者の消費者被害の防止		
ア 消費生活に配慮を要する消費者に配慮した施策の推進	25	生活安全安心課 地域包括ケア推進課 福祉政策課
イ 警察による消費者安全確保に向けた防犯・取締活動の推進	26	警察本部生活安全企画課 警察本部生活保安課
（３－４）消費生活のグローバル化の進展への対応		
ア 海外事業者との消費者トラブルへの対応	27	生活安全安心課
イ 外国人の支援体制の構築と関係機関との連携	28	生活安全安心課
（３－５）迅速かつ効果的な情報提供		
ア 各種広報媒体を活用した消費生活に関する情報提供	29	生活安全安心課
イ 消費者被害相談窓口の周知（消費者ホットライン１８８）	30	生活安全安心課
基本目標４ 持続可能な社会の実現に向けた消費行動と事業活動の推進		
（４－１）食品ロス削減の推進		
ア 家庭における食品ロス削減の普及啓発等の推進	31	生活安全安心課
イ エシカル消費啓発と連動した取組	32	生活安全安心課
ウ 災害備蓄食料の有効活用	33	生活安全安心課
（４－２）環境に配慮した消費行動の推進		
ア 循環型社会形成の推進	34	環境整備課
イ 環境保全活動の推進	35	環境再生課 営農支援課
ウ クリーンエネルギーの推進	36	産業政策課
（４－３）持続可能な社会の形成に資する取組の推進		
ア エシカル消費の普及促進	37	生活安全安心課
イ 地産地消の推進	38	流通・加工推進課
ウ 県産品の推奨	39	グローバルマーケット戦略課
エ 消費者志向経営（サステナブル経営）の推進	40	生活安全安心課
（４－４）カスタマーハラスメントを生まない消費者意識の醸成		
ア カスタマーハラスメント対策にかかる消費者への啓発	41	生活安全安心課
基本目標５ 考えて行動できる「うちなー消費者」の育成（消費者教育の推進）		
（５－１）ライフステージに応じた様々な場における消費者教育の推進		
① 学校における消費者教育の推進	42	
ア 学習指導要領に基づく学校での消費者教育	43	県立学校教育課 義務教育課 生活安全安心課
イ 大学等との連携事業の推進	44	生活安全安心課
ウ 消費者行政部門と学校教育部門との連携強化	45	生活安全安心課 教育庁
エ インターネット利用に関する消費者教育の推進	46	県立学校教育課 義務教育課 生活安全安心課
オ PTA 活動等と連携した保護者への消費者教育の推進	47	生活安全安心課
カ 外部人材を活用した消費者教育の推進	48	生活安全安心課 沖縄県金融広報委員会

② 地域社会での消費者教育の推進	49	
ア 消費者教育講座の実施	50	生活安全安心課 沖縄県金融広報委員会
イ 生涯学習講座、施設と連携した消費者教育	51	生涯学習振興課 生活安全安心課 沖縄県金融広報委員会
ウ 障害の特性に配慮した消費者教育の推進	52	生活安全安心課 障害福祉課
エ 高齢者を対象とした講習会等の実施	53	生活安全安心課 地域包括ケア推進課
（５－２）消費者教育の担い手の育成		
ア 消費生活相談員への研修	54	生活安全安心課
イ 小・中・高・特別支援学校の教職員研修	55	生活安全安心課 教育庁
ウ 地域の消費者教育の担い手に対する講座	56	生活安全安心課
エ 地域包括支援センターの職員に対する情報提供	57	地域包括ケア推進課 生活安全安心課
オ 消費者教育コーディネーターの配置及び育成	58	生活安全安心課
（５－３）消費生活と関連する他の教育の推進		
ア 環境教育の推進	59	環境再生課
イ 食育の推進	60	健康長寿課 保健体育課
ウ 衛生教育の推進	61	保健体育課
エ 金融経済教育の推進	62	生活安全安心課 沖縄県金融広報委員会
基本目標６ 消費者行政を推進するための体制の充実		
（６－１）市町村における消費者行政体制の充実・支援		
ア 市町村消費生活相談窓口の充実・支援	63	生活安全安心課
イ 市消費生活センター等との連携	64	生活安全安心課
（６－２）消費者施策への消費者意見の反映		
ア 消費者意見の施策への反映	65	生活安全安心課
イ 条例に基づく「知事への申出制度」の周知	66	生活安全安心課
（６－３）消費者の組織的な活動への支援		
ア 消費者団体訴訟制度の活用の推進	67	生活安全安心課
イ 消費者団体との意見・情報交換の実施	68	生活安全安心課
ウ 消費生活協同組合に対する監督・指導の実施	69	生活安全安心課

２．用語説明

	用語	説明
1	エシカル消費	「エシカル」（ethical）とは、英語で「倫理的な」という意味で、「エシカル消費」とは、より良い社会に向けた、人や社会、環境に配慮した消費行動であり、何を買うか考えるときの、ひとつの尺度。
2	SDGs 【Sustainable Development Goals （持続可能な開発目標）】	「Sustainable Development Goals」の略語。「エスディージーズ」と読み、日本語では「持続可能な開発目標」となる。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され，「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っており、日本も積極的に取り組んでいる。
3	越境電子商取引	国境を越えて行われるインターネットを通じた製品やサービスの売買取引（BtoB、BtoC、CtoCを含む）。
4	沖縄県金融広報委員会	沖縄県、日本銀行那覇支店、沖縄総合事務局、沖縄県教育委員会、金融機関、報道機関、その他公的団体などによって構成されている組織。さまざまな“くらしに身近なおかねの情報”を中立・公正な立場から提供している。
5	学習指導要領	全国どこの学校でも一定の教育水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準。子供たちの教科書や時間割は、これを基に作られる。
6	カスタマーハラスメント	①顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の事業主の行う事業に関係を有する者が行う、②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの３つの要素を全て満たすもの。
7	GAP （農業生産工程管理：Good Agricultural Practices）	農産物の生産において、農産物の安全性や品質確保、環境負荷低減を目的に、適切な生産方法を示す手引きとその手引きを実践する取り組みのこと。
8	金融リテラシー	「リテラシー」とは、情報や知識の活用能力という意味で使われており、「金融リテラシー」とはお金に関する知恵や能力のことをいう。金融商品や金融サービスの選択、生活設計などで適切に判断するために、最低限身につけるべき金融や経済に関する知識や判断力などを指し、社会人として経済的に自立し、より良い暮らしを送っていく上で欠かせない生活スキルとされている。
9	高齢化率	65歳以上人口が総人口に占める割合。

	用語	説明
10	国民生活センター	独立行政法人国民生活センター法に基づき設置された独立行政法人。国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続きを実施することを目的としている。
11	CCJ（越境消費者センター）	海外ネットショッピング等、海外の事業者との取引においてトラブルに遭った消費者の相談窓口。
12	消費者教育	消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動。
13	消費者教育推進地域協議会	その都道府県の区域における消費者教育を推進するため、「消費者教育の推進に関する法律」第20条により組織するよう務めることが規定されている。
14	消費者志向経営	「消費者」と「共創・協働」して「社会価値」を向上させる経営のこと。
15	消費者市民社会	消費者一人一人が、自分の事だけではなく、周りや未来の子どもたち、社会や地球環境のことまで考えて生活し、より良い未来に向けて積極的に参加する社会。
16	消費生活相談員	消費生活センター等に寄せられる、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談･あっせんに従事する者
17	情報リテラシー	「リテラシー」とは、情報や知識の活用能力という意味で使われており、「情報リテラシー」とは情報機器やITネットワークを活用して、情報・データを管理、活用する能力のこと。
18	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方を保護する制度。
19	多重債務	複数の消費者金融や信販会社などから借り入れること。特に、すでにある借金の返済のために別の業者からさらに借り入れ、借金が増え続ける状態のこと。
20	地産地消	地域で生産された農産物や水産品を、その地域で消費すること。
21	適格消費者団体	不特定かつ多数の消費者の利益を擁護するために差止請求権を行使するために必要な適格性を有する消費者団体として内閣総理大臣の認定を受けた団体。

1

	用語	説明
22	電子商取引	インターネットなどのネットワーク上で契約や決済といった商取引をすること。EC（イー・コマース）ともいう。電子商取引は、企業同士の取引「B to B」、企業・消費者間の取引「B to C」、消費者同士の取引「C to C」の大きく3つに分類される。※BはBusiness、CはConsumer
23	特殊詐欺	不特定の方に対して、対面することなく、電話、FAX、メールを使って行う詐欺のことで、「振り込め詐欺」（オレオレ詐欺、還付金詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺）と「振り込め類似詐欺」（金融商品等取引、ギャンブル必勝情報提供、異性との交際あっせん）に分けられる。
24	特定適格消費者団体	被害回復裁判手続きができる適格性を有する消費者団体として内閣総理大臣の認定を受けた団体。
25	PIO-NET （全国消費生活情報ネットワークシステム）	国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。
26	HACCP （ハサップ）	各工程毎の危害要因を分析し、その危害発生防止につながる特に重要な工程を重点的に管理する衛生管理手法。
27	訪日観光客 消費者ホットライン	日本を訪れた観光客が、日本滞在中に消費者トラブルにあった場合に相談できる多言語対応の相談窓口。
28	未成年者取消権	未成年者が法定代理人（親権者等）の同意を得ずに行った契約について取り消すことができる権利。
29	見守り新鮮情報	国民生活センターが発信する「高齢者・障がい者」に関わる悪質商法や製品による事故情報。イラスト入りのリーフレット版もあり、啓発資料として活用できる。
30	ヤミ金融	貸金業を営む場合には、国か都道府県による登録を受けなければならないが、無登録で貸金業を営む業者は「ヤミ金融業者」と呼ばれる。 一方で、登録業者であるにもかかわらず、法律に違反する高金利で貸付を行ったり、悪質な取り立てを行う業者もおり、これらも含めて「ヤミ金融業者」と呼ばれている。

1

３．沖縄県消費生活条例

平成17年12月27日
沖縄県条例第67号

目次

第１章　総則（第１条―第10条）
第２章　消費者の安全の確保（第11条―第14条）
第３章　消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保
　第１節　表示、広告等の適正化（第15条―第20条）
　第２節　不当な取引行為の禁止（第21条―第23条）
　第３節　生活関連物資の供給及び価格の安定（第24条―第27条）
第４章　消費者啓発及び消費者教育の推進（第28条）
第５章　消費者被害の救済（第29条―第33条）
第６章　環境の保全への配慮（第34条―第36条）
第７章　消費生活センターの組織及び運営等に関する基準（第37条―第41条）
第８章　沖縄県消費生活審議会（第42条）
第９章　雑則（第43条―第45条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県及び事業者の責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の基本となる事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

（基本理念）

第２条　消費者政策の推進は、県、市町村、事業者及び消費者の相互の信頼を基調として、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本としなければならない。

（１）　消費者の安全が確保されること。
（２）　商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
（３）　消費者に対し必要な情報が提供されること。
（４）　消費者に対し教育の機会が提供されること。
（５）　消費者の意見が消費者政策に反映されること。
（６）　消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。

２　消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
３　消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。
４　消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。
（県の責務）
第３条　県は、経済社会の発展に即応して、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者政策を推進する責務を有する。
２　県は、消費者政策を推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が推進する消費者政策について、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。
３　県は、消費者政策の推進に当たっては、市町村と相互に協力するとともに、消費者の意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
（事業者の責務）
第４条　事業者は、第２条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。
（１）　消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
（２）　消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
（３）　消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
（４）　事業者と消費者との間に生じた苦情（以下「消費者苦情」という。）を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、消費者苦情を適切に処理すること。
（５）　県又は市町村が実施する消費者政策に協力すること。
２　事業者は、その供給する商品及び役務について、流通の円滑化及び価格の安定に努めなければならない。
３　事業者は、事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。
（事業者団体の役割）
第５条　事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、消費者苦情の処理体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。
（消費者の役割）
第６条　消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するとともに、消費者相互の連携を図ることによって、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。
（消費者団体の役割）
第７条　消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。
（県民の申出）

第８条　県民は、この条例の定めに違反する事業活動により、又はこの条例に定める措置がとられていないことにより、消費者の権利が侵害され、又はそのおそれがあると認めるときは、知事に対しその旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

２　知事は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他必要な措置をとるものとする。

３　知事は、必要があると認めるときは、申出の内容及びその結果について県民に情報を提供するものとする。

（国等への措置要請）

第９条　知事は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、国及び関係地方公共団体に対して適切な措置を講ずるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

（消費者基本計画）

第10条　知事は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を策定するものとする。

２　消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（１）　消費者政策の大綱

（２）　前号に掲げるもののほか、消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項

３　知事は、消費者基本計画を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

第２章　消費者の安全の確保

（危害商品等の供給禁止）

第11条　事業者は、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品及び役務を供給してはならない。

（危害商品等の調査）

第12条　知事は、事業者が供給する商品又は役務について、消費者に危害を及ぼす疑いがあると認めるときは、速やかに必要な調査を行うものとする。

２　知事は、前項の規定により、調査を行う場合において必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品又は役務の安全性について、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

（指導及び勧告）

第13条　知事は、事業者が供給する商品又は役務について、消費者に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、法令に定める措置をとる場合を除き、危害を防止するために当該事業者に対し、当該商品又は役務の製造若しくは販売の中止又は回収その他必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

２　知事は、前項の規定による勧告をした場合において必要があると認めるときは、当該勧告の内容及びその結果について消費者に情報を提供するものとする。

（緊急危害防止措置）

第14条　知事は、事業者が供給する商品又は役務について、消費者に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあり、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に

定める措置をとる場合を除き、直ちに当該商品又は役務の名称、これを供給する事業者の氏名若しくは名称又は住所その他当該事業者を特定する情報を消費者に提供することができる。

第３章　消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

第１節　表示、広告等の適正化

（表示等の適正化）

第15条　事業者は、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際し選択等を誤ることがないよう、その供給する商品及び役務の表示について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　品質、内容その他の必要な事項を明確かつ平易に表示すること。

（２）　販売価格又は利用料金を商品又は見やすい場所に表示すること。

（３）　品質、内容、価格その他の消費者の判断に影響を与える重要な事項について、著しく事実に相違する表示又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると消費者を誤認させるような表示を行わないこと。

２　事業者は、品質の改善及び消費生活の合理化に寄与するため、その供給する商品及び役務について、適正な規格を定めるよう努めなければならない。

（広告の適正化）

第16条　事業者は、消費者が商品の購入又は役務の利用に際し選択等を誤ることがないよう、その供給する商品及び役務の品質、内容、価格その他の消費者の判断に影響を与える重要な事項について、著しく事実に相違する広告又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると消費者を誤認させるような広告をしてはならない。

（自主基準の設定）

第17条　事業者及び事業者団体は、前２条に規定する事項に関する基準（以下「自主基準」という。）を定めるよう努めなければならない。

２　事業者及び事業者団体は、自主基準を定めるに当たっては、消費者の意見が反映されるよう努めなければならない。

３　事業者団体は、自主基準を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。

４　知事は、事業者団体が自主基準を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、当該事業者団体に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

５　事業者及び事業者団体は、自主基準を定め、変更し、又は廃止したときは、県民にその旨を周知させなければならない。

（県基準の設定）

第18条　知事は、表示、広告等の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、法令に定めがある場合を除き、第15条及び第16条に規定する事項に関し、事業者が遵守すべき基準（以下「県基準」という。）を定めることができる。

２　知事は、県基準を定め、変更し、又は廃止したときは、速やかに告示するものとする。

（指導及び勧告）

第19条　事業者は、県基準を遵守しなければならない。

2　知事は、事業者が県基準を遵守していないと認めるときは、当該事業者に対し、これを遵守するよう指導し、又は勧告することができる。

（適正計量の実施）

第20条　事業者は、販売その他の取引に際して消費者が不利益を被ることのないよう量目の明示及び適正な計量を実施しなければならない。

第２節　不当な取引行為の禁止

（不当な取引行為の禁止）

第21条　事業者は、消費者との間で行う商品又は役務の取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であって規則で定めるもの（以下「不当な取引行為」という。）をしてはならない。

（１）　消費者に対し、販売の意図を明らかにせず、又は商品若しくは役務に関する重要な事項につき事実と異なることを告げて、若しくは事実を故意に告げず、又は将来における不確実な事項につき断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

（２）　消費者を威迫して困惑させる等消費者の十分な意思形成を妨げて、又は高齢者その他の者の取引に関する知識若しくは判断力不足に乗ずる等の不当な手段を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

（３）　消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する等消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。

（４）　消費者に対し、事実と異なることを告げて、若しくは威迫して困惑させる等の不当な手段を用いて、契約（契約の成立又はその内容について当事者間に争いがあるものを含む。）に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務の履行をさせ、又は契約に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させること。

（５）　消費者の正当な根拠に基づく契約の解除等を不当に妨げ、又は契約の解除等に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させること。

（指導及び勧告）

第22条　知事は、事業者が不当な取引行為を行っていると認めるときは、当該事業者に対し、当該不当な取引行為を是正するよう指導し、又は勧告することができる。

2　知事は、前項の規定による勧告をした場合において必要があると認めるときは、当該勧告の内容及びその結果について消費者に情報を提供するものとする。

（被害拡大防止措置）

第23条　知事は、不当な取引行為により消費者に重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、当該被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、直ちに当該商品又は役務の名称、取引方法、これを供給する事業者の氏名若しくは名称又は住所その他当該事業者を特定する情報を消費者に提供することができる。

第３節　生活関連物資の供給及び価格の安定

（情報の収集、調査等）

第24条　知事は、県民の消費生活との関連性の高い物資（以下「生活関連物資」という。）及び役務について、常にその価格及び需給の動向に関する情報の収集及び調査を行うとともに、県民に必要な情報を提供するものとする。

２　事業者は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

（供給等の協力要請）

第25条　知事は、生活関連物資の流通の円滑化及び価格の安定を図るため必要があると認めるときは、当該生活関連物資の生産、輸入又は販売を行う事業者に対し、円滑な供給、価格の安定その他必要な措置をとるよう協力を求めることができる。

（特定生活関連物資の指定）

第26条　知事は、生活関連物資のうち、その価格の動向又は需給の状況が県民の消費生活に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該生活関連物資を特定生活関連物資として指定することができる。

２　知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項による指定を解除するものとする。

３　知事は、第１項の規定による指定又は前項の規定による指定の解除をしたときは、その旨を告示するものとする。

（特定生活関連物資の調査等）

第27条　知事は、前条第１項の規定により指定した特定生活関連物資に関し、価格上昇の原因、需給の状況その他必要な事項について、速やかに調査を行うものとする。

２　知事は、前項の調査の結果、当該特定生活関連物資を供給する事業者がその円滑な流通を妨げ、又は適正な利得を著しく超えることとなる価格で供給を行っていると認めるときは、当該事業者に対し、当該特定生活関連物資の売渡し、価格の引下げその他必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

第４章　消費者啓発及び消費者教育の推進

第28条　知事は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

２　知事は、市町村が推進する消費者に対する啓発及び教育について、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

３　知事は、消費者の健全かつ自主的な組織活動が促進されるよう必要な支援又は協力を行うものとする。

第５章　消費者被害の救済

（消費者苦情の処理）

第29条　知事は、消費者苦情の申出があったときは、専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、その原因、内容等を調査し、あっせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

２　知事は、前項の規定による調査に当たって必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

３　知事は、第１項の規定による消費者苦情の処理の申出があった場合において、その消費者苦情が県民の消費生活に影響を及ぼすものと認めるときは、当該消費者苦情に係る商品及び役務に関する情報を展示その他の方法により消費者に提供するものとする。

４　知事は、消費者苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（市町村との連携）

第30条　知事は、市町村が実施する消費者苦情の処理について、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

２　知事は、市町村との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあっせん等を行うとともに、多様な苦情に柔軟かつ弾力的に対応するものとする。

（沖縄県消費生活審議会の調停）

第31条　知事は、第29条第１項の規定によるあっせんその他の措置によっては、当該消費者苦情の解決が困難であり、かつ、県民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、沖縄県消費生活審議会の調停に付することができる。

２　沖縄県消費生活審議会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者その他の関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

３　知事は、第１項の規定により調停に付した場合において必要があると認めるときは、当該消費者苦情の概要及び調停の結果について消費者に情報を提供するものとする。

（訴訟の援助）

第32条　知事は、消費者が事業者を相手として提起する訴訟が次の各号のいずれにも該当する場合は、当該消費者に対し、規則で定めるところにより当該訴訟に要する費用に充てる資金の貸付けを行うほか、訴訟を維持するため必要な資料の提供その他の援助を行うことができる。

（１）　前条第１項の調停によって解決されなかった消費者苦情に係るものであること。

（２）　同一又は同種の被害が多数発生し、又は多数発生するおそれがある消費者苦情に係るものであること。

（３）　１件当たりの被害額が規則で定める額以下の被害に係るものであること。

（４）　沖縄県消費生活審議会において、当該訴訟を援助することが必要であると認めたものであること。

（貸付金の返還等）

第33条　前条の規定により訴訟に要する費用に充てる資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金を返還しなければならない。

２　知事は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金の全部又は一部の返還を猶予し、又は免除することができる。

第６章　環境の保全への配慮

第34条　知事は、環境の保全に配慮した消費生活を推進するため、資源及びエネルギーの有効利用に関する知識の普及、指導、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

第35条　事業者は、その事業活動において、廃棄物の発生の抑制、資源の再使用、再生利用等資源及びエネルギーの有効利用を積極的に行い、環境の保全に配慮するよう努めるものとする。

２　事業者は、商品の内容品の保護又は品質の保全等の包装について、必要以上に過大又は過剰な容器包装を用いないよう努めるものとする。

第36条　消費者は、その消費生活において、廃棄物の発生の抑制、資源の再使用、再生利用等資源及びエネルギーの有効利用を積極的に行い、環境の保全に配慮するよう努めるものとする。

第７章　消費生活センターの組織及び運営等に関する基準

（名称及び住所等の公告）

第37条　知事は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、消費生活センターの名称及び住所並びに法第10条の３第２項に規定する消費生活相談の事務を行う日及び時間を県公報により公告するものとする。これらを変更したときも、同様とする。

（職員等の配置）

第38条　消費生活センターに、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センターの長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

２　消費生活センターに、法第10条の３第１項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第３条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

（消費生活相談員の人材及び処遇の確保）

第39条　知事は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、その任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再任することができることその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

（研修の機会の確保）

第40条　知事は、消費生活センターにおいて法第８条第１項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

（消費生活相談等に係る情報の適切な管理）

第41条　知事は、法第８条第１項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

第８章　沖縄県消費生活審議会

第42条　県民の消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議させ、並びに消費者苦情の調停を行わせ、及び消費者が事業者を相手に提起する訴訟の援助に関する事項を調査審議させるため、沖縄県消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　知事は、次に掲げる場合は、審議会に諮問しなければならない。

（１）　第10条第１項の消費者基本計画を定め、又は変更しようとするとき。

（２）　第13条第１項又は第27条第２項の規定による認定をしようとするとき。

（３） 第18条第１項の県基準を定め、変更し、又は廃止しようとするとき。
（４） 前３号に掲げるもののほか、消費生活の安定及び向上に関する重要な事項について、調査審議させる必要があるとき。
３　審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
４　審議会の組織及び運営については、規則で定める。

第９章　雑則

（立入調査等）
第43条　知事は、第13条第１項、第19条第２項、第22条第１項及び第27条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し報告を求め、又は当該職員に当該事業者の事務所、営業所、工場、店舗、倉庫その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
２　前項の規定により、職員が立入調査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
３　第１項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（公表）
第44条　知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者の氏名又は名称、住所及びその行為の内容その他必要な事項について公表することができる。
（１） 第12条第２項、第29条第２項又は第31条第２項の規定による資料の提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは説明をしたとき。
（２） 第13条第１項、第19条第２項、第22条第１項又は第27条第２項の規定による勧告に従わなかったとき。
（３） 前条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
２　知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。
（委任）
第45条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月31日条例第22号）

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

４．消費者教育の推進に関する法律

平成24年8月22日号外法律第61号

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　基本方針等（第九条・第十条）
第三章　基本的施策（第十一条―第十八条）
第四章　消費者教育推進会議等（第十九条・第二十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、消費者教育が、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の消費者教育の推進に関し必要な事項を定めることにより、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいう。

2　この法律において「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

（基本理念）

第三条　消費者教育は、消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれることを旨として行われなければならない。

2　消費者教育は、消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行われなければならない。

3　消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われなければならない。

4　消費者教育は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策（消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策をいう。第九条第二項第三号において同じ。）との有機的な連携を確保しつつ、効果的に行われなければならない。

5　消費者教育は、消費者の消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に与える影響に関する情報その他の多角的な視点に立った情報を提供することを旨として行われなければならない。

6　消費者教育は、災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めることを旨として行われなければならない。

7　消費者教育に関する施策を講ずるに当たっては、環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされなければならない。

（国の責務）

第四条　国は、自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができる自立した消費者の育成が極めて重要であることに鑑み、前条の基本理念（以下この章において「基本理念」という。）にのっとり、消費者教育の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2　内閣総理大臣及び文部科学大臣は、前項の施策が適切かつ効率的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間の緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る消費者教育の推進に関する施策を推進しなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第十三条第二項及び第二十条第一項において同じ。）、教育委員会その他の関係機関相互間の緊密な連携の下に、消費者教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の社会的、経済的状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（消費者団体の努力）

第六条　消費者団体は、基本理念にのっとり、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われる消費者教育に協力するよう努めるものとする。

（事業者及び事業者団体の努力）

第七条　事業者及び事業者団体は、事業者が商品及び役務を供給する立場において消費者の消費生活に密接に関係していることに鑑み、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が実施する消費者教育の推進に関する施策に協力するよう努めるとともに、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるものとする。

（財政上の措置等）

第八条　政府は、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

2　地方公共団体は、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章　基本方針等

（基本方針）

第九条　政府は、消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下この章及び第四章において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　消費者教育の推進の意義及び基本的な方向に関する事項

二　消費者教育の推進の内容に関する事項

三　関連する他の消費者政策との連携に関する基本的な事項

四　その他消費者教育の推進に関する重要事項

3　基本方針は、消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第九条第一項に規定する消費者基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4　内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5　内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、消費者教育推進会議及び消費者委員会の意見を聴くほか、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6　内閣総理大臣及び文部科学大臣は、第四項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

7　政府は、消費生活を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

8　第四項から第六項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県消費者教育推進計画等）

第十条　都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第二十条第二項第二号において「都道府県消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2　市町村は、基本方針（都道府県消費者教育推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県消費者教育推進計画）を踏まえ、その市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第二十条第二項第二号において「市町村消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

3　都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その都道府県又は市町村の区域の消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、第二十条第一項の規定により消費者教育推進地域協議会を組織している都道府県及び市町村にあっては、当該消費者教育推進地域協議会の意見を聴かなければならない。

4　都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5　都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めた場合は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策の実施の状

況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を変更するものとする。

6　第三項及び第四項の規定は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の変更について準用する。

第三章　基本的施策

（学校における消費者教育の推進）

第十一条　国及び地方公共団体は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。第三項において同じ。）の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない。

2　国及び地方公共団体は、教育職員に対する消費者教育に関する研修を充実するため、教育職員の職務の内容及び経験に応じ、必要な措置を講じなければならない。

3　国及び地方公共団体は、学校において実践的な消費者教育が行われるよう、その内外を問わず、消費者教育に関する知識、経験等を有する人材の活用を推進するものとする。

（大学等における消費者教育の推進）

第十二条　国及び地方公共団体は、大学等（学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに専修学校、各種学校その他の同条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものをいう。以下この条及び第十六条第二項において同じ。）において消費者教育が適切に行われるようにするため、大学等に対し、学生等の消費生活における被害を防止するための啓発その他の自主的な取組を行うよう促すものとする。

2　国及び地方公共団体は、大学等が行う前項の取組を促進するため、関係団体の協力を得つつ、学生等に対する援助に関する業務に従事する教職員に対し、研修の機会の確保、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

（地域における消費者教育の推進）

第十三条　国、地方公共団体及び独立行政法人国民生活センター（以下この章において「国民生活センター」という。）は、地域において高齢者、障害者等に対する消費者教育が適切に行われるようにするため、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める社会福祉主事、介護福祉士その他の高齢者、障害者等が地域において日常生活を営むために必要な支援を行う者に対し、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

2　国、地方公共団体及び国民生活センターは、公民館その他の社会教育施設等において消費生活センター等の収集した情報の活用による実例を通じた消費者教育が行われるよう、必要な措置を講じなければならない。

（事業者及び事業者団体による消費者教育の支援）

第十四条　事業者及び事業者団体は、消費者団体その他の関係団体との情報の交換その他の連携を通じ、消費者の消費生活に関する知識の向上が図られるよう努めるものとする。

2　事業者は、消費者からの問合せ、相談等を通じて得た消費者に有用な消費生活に関する知識を広く提供するよう努めるものとする。

3　事業者は、その従業者に対し、研修を実施し、又は事業者団体等が行う講習会を受講させること等を通じ、消費生活に関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。

4　事業者団体は、消費者団体その他の民間の団体が行う消費者教育の推進のための活動に対し、資金の提供その他の援助に努めるものとする。

（教材の充実等）

第十五条　国及び地方公共団体は、消費者教育に使用される教材の充実を図るとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において当該教材が有効に活用されるよう、消費者教育に関連する実務経験を有する者等の意見を反映した教材の開発及びその効果的な提供に努めなければならない。

（人材の育成等）

第十六条　国、地方公共団体及び国民生活センターは、消費者安全法に定める消費生活相談員その他の消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う者に対し、消費者教育に関する専門的知識を修得するための研修の実施その他その資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

2　国及び地方公共団体は、大学等、研究機関、消費者団体その他の関係機関及び関係団体に対し、消費者教育を担う人材の育成及び資質の向上のための講座の開設その他の自主的な取組を行うよう促すものとする。

（調査研究等）

第十七条　国及び地方公共団体は、消費者教育に関する調査研究を行う大学、研究機関その他の関係機関及び関係団体と協力を図りつつ、諸外国の学校における総合的、体系的かつ効果的な消費者教育の内容及び方法その他の国の内外における消費者教育の内容及び方法に関し、調査研究並びにその成果の普及及び活用に努めなければならない。

（情報の収集及び提供等）

第十八条　国、地方公共団体及び国民生活センターは、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われている消費者教育に関する先進的な取組に関する情報その他の消費者教育に関する情報について、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮しつつ、これを収集し、及び提供するよう努めなければならない。

2　国は、消費生活における被害の防止を図るため、年齢、障害の有無その他の消費者の特性を勘案して、その収集した消費生活に関する情報が消費者教育の内容に的確かつ迅速に反映されるよう努めなければならない。

第四章　消費者教育推進会議等

（消費者教育推進会議）

第十九条　消費者庁に、消費者教育推進会議を置く。

2　消費者教育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進会議の委員相互の情報の交換及び調整を行うこと。

二　基本方針に関し、第九条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

3　消費者教育推進会議の委員は、消費者、事業者及び教育関係者、消費者団体、事業者団体その他の関係団体を代表する者、学識経験を有する者並びに関係行政機関及び関係する独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4　前二項に定めるもののほか、消費者教育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（消費者教育推進地域協議会）

第二十条　都道府県及び市町村は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育を推進するため、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等をもって構成する消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならない。

2　消費者教育推進地域協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

一　当該都道府県又は市町村の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進地域協議会の構成員相互の情報の交換及び調整を行うこと。

二　都道府県又は市町村が都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を作成し、又は変更しようとする場合においては、当該都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること。

3　前二項に定めるもののほか、消費者教育推進地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、消費者教育推進地域協議会が定める。

５．沖縄県消費生活審議会規則

平成18年3月31日規則第22号

（趣旨）

第１条　この規則は、沖縄県消費生活条例（平成17年沖縄県条例第67号。以下「条例」という。）第42条第４項の規定に基づき、沖縄県消費生活審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　審議会は、委員12人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

（１）　学識経験のある者

（２）　消費者を代表する者

（３）　事業者を代表する者

（任期）

第３条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長）

第４条　審議会に会長を置く。

２　会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

４　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会及び専門部会）

第６条　審議会に、条例第31条の規定による調停（以下「調停」という。）及び条例第32条の規定による訴訟の援助に関する事項を処理させるため、消費者苦情処理部会（以下「部会」という。）を置く。

２　前項に定めるもののほか、審議会に特定の事項を審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

３　部会及び専門部会は、会長が指名する７人以内の委員で組織する。

４　部会及び専門部会に部会長を置く。

５　部会長は、部会及び専門部会に属する委員の互選により定める。

６　第４条第３項及び第４項の規定は部会長に、前条の規定は部会及び専門部会の会議について準用する。

（調停開始の通知）

第７条　部会長は、調停を開始しようとするときは、当事者に対しその旨を通知するものとする。

（調停の打切り）

第８条　部会は、調停が成立する見込みがないと認めるときは、これを打ち切ることができる。

２　部会長は、前項の規定により調停が打ち切られたときは、当事者に対しその旨を通知するものとする。

（調停終了の報告）

第９条　会長は、調停が成立したとき、又は前条第１項の規定により調停の打切りがあったときは、知事に対しその旨を報告するものとする。

（意見の聴取）

第10条　会長は、必要があると認めるときは、審議会に学識経験のある者その他関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第11条　審議会の庶務は、生活福祉部生活安全安心課において処理する。

（補則）

第12条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会に諮って会長が定める。

附　則

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

６．沖縄県消費生活審議会委員名簿

（令和9年3月 31 日現在）

代表区分	氏　　名	所　　属
学識経験者	本　田　　祥　子	弁 護 士 （沖縄弁護士会）
	仲　宗　根　　庸　子	司法書士 （沖縄県司法書士会）
	髙　良　　麻　美	NPO法人消費者センター沖縄 理事長
	金　城　　ふ　じ　の	琉球大学教育学部 講師
消費者代表	久　高　　清　美	沖縄県女性連合会 副会長
	比　嘉　　吉　昌	沖縄県生活協同組合連合会 専務理事
	徳　村　　徳　夫	沖縄県民生委員児童委員協議会 副会長
	杉　本　　龍	沖縄県高等学校PTA連合会 会長
	渡　口　　里　夏	一般社団法人沖縄県PTA連合会 副会長
事業者代表	仲　間　　毅	公益社団法人沖縄県工業連合会 事務局長
	新　垣　　朝　雄	沖縄県商工会議所連合会 総務部長
	東　風　平　　朝　広	沖縄県農業協同組合中央会 参事

７．沖縄県消費者行政連絡会議設置要綱

平成18年10月27日
沖縄県知事訓令第74号
教育委員会教育長訓令第9号
警察本部訓令第14号

（設置）

第1条 県民の消費生活の安定及び向上に関する県行政の各分野における施策の円滑な遂行を図るため、沖縄県消費者行政連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 県民の消費生活の安定及び向上に関する施策案の検討に関すること。

(2) 県民の消費生活の安定及び向上に関する施策の連絡調整に関すること。

(3) その他県民の消費生活の安定及び向上に関する県行政の各分野における施策の円滑な遂行を図るために必要な事項の協議に関すること。

（組織）

第3条 連絡会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、生活福祉部生活福祉統括監をもって充てる。

3 副議長は、生活福祉部生活安全安心課長（以下「生活安全安心課長」という。）をもって充てる。

4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

（議長及び副議長の職務）

第4条 議長は、会議を総理する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理し、議長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議の招集）

第5条 連絡会議は、議長が必要に応じ招集する。

（関係職員の出席等）

第6条 議長は、必要に応じ委員以外の関係職員の出席を求め、その意見を徴することができる。

（幹事会）

第7条 連絡会議に幹事をもって組織する幹事会を置く。

2 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会は、連絡会議を補佐し、連絡会議に提示する事項について協議調整する。

4 生活安全安心課長は、幹事会を必要に応じ招集し、その議長となる。

5 前条の規定は、幹事会における関係職員の出席等について準用する。

（連絡会議の庶務）

第8条 連絡会議の庶務は、生活福祉部生活安全安心課において処理する。

（その他）

第9条 この訓令に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議の議長が定める。

附　則（令和7年3月31日訓令第17号・教育委員会教育長訓令第4号・警察本部訓令第9号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部総務私学課長
環境部環境整備課長
環境部環境再生課長
生活福祉部福祉政策課長
生活福祉部障害福祉課長
こども未来部こども若者政策課長
保健医療介護部医療政策課長
保健医療介護部健康長寿課長
保健医療介護部薬務生活衛生課長
保健医療介護部高齢者介護課長
保健医療介護部地域包括ケア推進課長
農林水産部流通・加工推進課長
農林水産部営農支援課長
農林水産部畜産課長
商工労働部産業政策課長
商工労働部グローバルマーケット戦略課長
土木建築部建築指導課長
土木建築部住宅課長
教育庁県立学校教育課長
教育庁義務教育課長
教育庁保健体育課長
教育庁生涯学習振興課長
警察本部生活安全部生活安全企画課長
警察本部生活安全部少年課長
警察本部生活安全部生活保安課長
警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課長
警察本部刑事部組織犯罪対策課長

別表第2（第7条関係）

総務部総務私学課行政情報センター室長

1 環境部環境整備課一般廃棄物班班長
2 環境部環境再生課環境対策班班長
3 生活福祉部福祉政策課地域福祉推進班班長
4 生活福祉部障害福祉課計画推進班班長
5 こども未来部こども若者政策課青少年若者育成班班長
6 保健医療介護部医療政策課企画班班長
7 保健医療介護部健康長寿課健康推進班班長
8 保健医療介護部薬務生活衛生課食品乳肉班班長
9 保健医療介護部高齢者介護課指導班班長
10 保健医療介護部地域包括ケア推進課地域包括ケア推進班班長
11 農林水産部流通・加工推進課流通政策班班長
12 農林水産部営農支援課農業環境班班長
13 農林水産部畜産課畜産政策班班長
14 商工労働部産業政策課エネルギー対策班長
15 商工労働部グローバルマーケット戦略課マーケット開拓班班長
16 土木建築部建築指導課業務班班長
17 土木建築部住宅課企画班班長
18 教育庁県立学校教育課産業教育班班長
19 教育庁義務教育課義務教育指導班班長
20 教育庁保健体育課学校安全・給食班班長
21 教育庁生涯学習振興課生涯学習推進センター班長
22 警察本部生活安全部生活安全企画課課長補佐
23 警察本部生活安全部少年課課長補佐
24 警察本部生活安全部生活保安課課長補佐
25 警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課課長補佐
26 警察本部刑事部組織犯罪対策課課長補佐
27

８．消費者基本法

発令　：昭和43年5月30日法律第78号
最終改正：令和8年7月17日号外法律第62号
改正内容：令和8年7月17日号外法律第62号[令和8年7月17日]

目次

第一章　総則（第一条―第十条の二）
第二章　基本的施策（第十一条―第二十三条）
第三章　行政機関等（第二十四条―第二十六条）
第四章　消費者政策会議等（第二十七条―第二十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もつて国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

（基本理念）

第二条　消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

2　消費者の自立の支援に当たつては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

3　消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。

4　消費者政策の推進は、消費生活における国際化の進展にかんがみ、国際的な連携を確保しつつ行われなければならない。

5　消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、経済社会の発展に即応して、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのつとり、消費者政策を推進する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのつとり、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状況に応じた消費者政策を推進する責務を有する。

（事業者の責務等）

第五条　事業者は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

一　消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。

二　消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

三　消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。

四　消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

五　国又は地方公共団体が実施する消費者政策に協力すること。

2　事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

第六条　事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

第七条　消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2　消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

第八条　消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

（消費者基本計画）

第九条　政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない。

2　消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　長期的に講ずべき消費者政策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項

3　内閣総理大臣は、消費者基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、消費者基本計画を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

（法制上の措置等）

第十条　国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改正を行なわなければならない。

2　政府は、この法律の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十条の二　政府は、毎年、国会に、政府が講じた消費者政策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章　基本的施策

（安全の確保）

第十一条　国は、国民の消費生活における安全を確保するため、商品及び役務についての必要な基準の整備及び確保、安全を害するおそれがある商品の事業者による回収の促進、安全を害するおそれがある商品及び役務に関する情報の収集及び提供等必要な施策を講ずるものとする。

（消費者契約の適正化等）

第十二条　国は、消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、消費者との間の契約の締結に際しての事業者による情報提供及び勧誘の適正化、公正な契約条項の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（計量の適正化）

第十三条　国は、消費者が事業者との間の取引に際し計量につき不利益をこうむることがないようにするため、商品及び役務について適正な計量の実施の確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（規格の適正化）

第十四条　国は、商品の品質の改善及び国民の消費生活の合理化に寄与するため、商品及び役務について、適正な規格を整備し、その普及を図る等必要な施策を講ずるものとする。

2　前項の規定による規格の整備は、技術の進歩、消費生活の向上等に応じて行なうものとする。

（広告その他の表示の適正化等）

第十五条　国は、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際しその選択等を誤ることがないようにするため、商品及び役務について、品質等に関する広告その他の表示に関する制度を整備し、虚偽又は誇大な広告その他の表示を規制する等必要な施策を講ずるものとする。

（公正自由な競争の促進等）

第十六条　国は、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の拡大を図るため、公正かつ自由な競争を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、国民の消費生活において重要度の高い商品及び役務の価格等であつてその形成につき決定、認可その他の国の措置が必要とされるものについては、これらの措置を講ずるに当たり、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めるものとする。

（啓発活動及び教育の推進）

第十七条　国は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたつて消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

2　地方公共団体は、前項の国の施策に準じて、当該地域の社会的、経済的状況に応じた施策を講ずるよう努めなければならない。

（意見の反映及び透明性の確保）
第十八条　国は、適正な消費者政策の推進に資するため、消費生活に関する消費者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。
（苦情処理及び紛争解決の促進）
第十九条　地方公共団体は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせん等に努めなければならない。この場合において、都道府県は、市町村（特別区を含む。）との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあっせん等を行うものとするとともに、多様な苦情に柔軟かつ弾力的に対応するよう努めなければならない。
2　国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策（都道府県にあつては、前項に規定するものを除く。）を講ずるよう努めなければならない。
3　国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた紛争が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に解決されるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
（高度情報通信社会の進展への的確な対応）
第二十条　国は、消費者の年齢その他の特性に配慮しつつ、消費者と事業者との間の適正な取引の確保、消費者に対する啓発活動及び教育の推進、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たつて高度情報通信社会の進展に的確に対応するために必要な施策を講ずるものとする。
（国際的な連携の確保）
第二十一条　国は、消費生活における国際化の進展に的確に対応するため、国民の消費生活における安全及び消費者と事業者との間の適正な取引の確保、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たつて国際的な連携を確保する等必要な施策を講ずるものとする。
（環境の保全への配慮）
第二十二条　国は、商品又は役務の品質等に関する広告その他の表示の適正化等、消費者に対する啓発活動及び教育の推進等に当たつて環境の保全に配慮するために必要な施策を講ずるものとする。
（試験、検査等の施設の整備等）
第二十三条　国は、消費者政策の実効を確保するため、商品の試験、検査等を行う施設を整備し、役務についての調査研究等を行うとともに、必要に応じて試験、検査、調査研究等の結果を公表する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章　行政機関等

（行政組織の整備及び行政運営の改善）
第二十四条　国及び地方公共団体は、消費者政策の推進につき、総合的見地に立つた行政組織の整備及び行政運営の改善に努めなければならない。
（国民生活センターの役割）
第二十五条　独立行政法人国民生活センターは、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、国民の消費生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の

処理のあつせん及び当該苦情に係る相談、事業者と消費者との間に生じた紛争の合意による解決、消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等及び役務についての調査研究等、消費者に対する啓発及び教育等における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

（消費者団体の自主的な活動の促進）

第二十六条　国は、国民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

第四章　消費者政策会議等

（消費者政策会議）

第二十七条　内閣府に、消費者政策会議（以下「会議」という。）を置く。

2　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　消費者基本計画の案を作成すること。

二　前号に掲げるもののほか、消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関して審議するとともに、消費者政策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

3　会議は、次に掲げる場合には、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

一　消費者基本計画の案を作成しようとするとき。

二　前項第二号の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとするとき。

第二十八条　会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2　会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の二の規定により置かれた特命担当大臣

二　内閣官房長官、関係行政機関の長、内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣（前号の特命担当大臣を除く。）及びデジタル大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

4　会議に、幹事を置く。

5　幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6　幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7　前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（消費者委員会）

第二十九条　消費者政策の推進に関する基本的事項の調査審議については、この法律によるほか、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第六条の定めるところにより、消費者委員会において行うものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附　則〔昭和五八年一二月二日法律第七八号〕

1　この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2　この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附　則〔平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔略〕

二　附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定　公布の日

（別に定める経過措置）

第三十条　第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則〔平成一六年六月二日法律第七〇号〕

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

2　消費者政策の在り方については、この法律の施行後五年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（内閣府設置法の一部改正）

3　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附　則〔平成二〇年五月二日法律第二七号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二〇年一〇月政令三一九号により、平成二一・四・一から施行〕

附　則〔平成二一年六月五日法律第四九号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日〔平成二一年九月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第九条の規定　この法律の公布の日

二～六　〔略〕

（処分等に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2　この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

3　この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五条　旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（政令への委任）

第九条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則〔平成二四年八月二二日法律第六〇号〕

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二四年一二月政令二九三号により、平成二四・一二・一三から施行〕

附　則〔令和三年五月一九日法律第三六号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第五十七条　この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2　この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3　この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていな

いものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五十九条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六十条　附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第六十一条　政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況及びデジタル社会の形成の状況を勘案し、デジタル庁の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則〔令和八年七月一七日法律第六二号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第八条の規定　公布の日

二　〔略〕

（処分等に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分又は通知その他の行為とみなす。

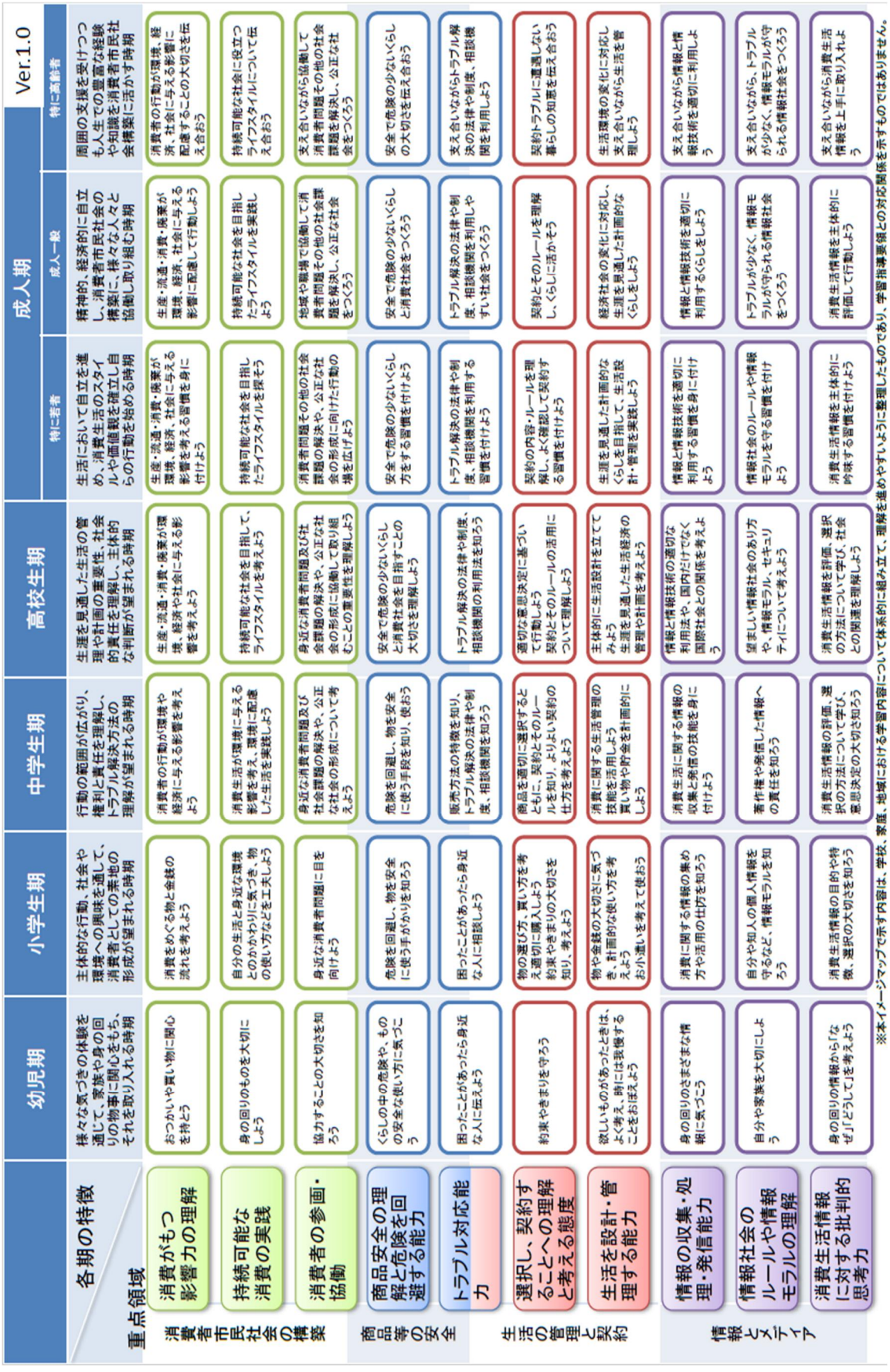
2　この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3　この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（政令への委任）

第八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

９．消費者教育の体系イメージマップ



※消費者庁　消費者教育ポータルサイトより